

# 不動産IDのルール検討の前提について

- 本検討会における不動産IDのルール検討に当たっては、以下の点を前提としている。
- ① **不動産IDのルール整備について、国の取組としては、関係者間で、不動産の物件ごとの管理番号(ID)の内容に関するルール決定を行うことを目的としており、各情報保有主体・活用主体がどのように情報を連携させるかについては、各主体の発意・主体間の交渉に委ねる、というようなあり方を目指しているところであり、従前取り組んでいた「不動産総合データベース」のように、国が一元的なデータベースを作成するものではない。**
  - ※ 不動産IDを普及させ、その効果を最大限発現させるため、本検討会において、各サイト登録時等の不動産IDの登録等、不動産IDが広く利用されるための方策についての議論は行うこととする。
- ② **不動産IDの整備と、各主体が保有する情報の公開・提供範囲とは別の議論であり、不動産IDの整備により、許諾なく個人情報や各主体が保有する内部情報が外部に流出するものではない。**